

議会改革特別委員会調査報告書

議会改革特別委員会

第1 委員会への付託調査事件

本委員会は令和元年12月19日に設置され、次の付託された5項目を調査事件として定め、委員会を開催してまいりました。

- 1 常任委員会の動画配信について
- 2 議員定数及び報酬と政務活動費について
- 3 鹿沼市議会先例及び申し合わせ事項の見直しと整理について
- 4 代表質問について
- 5 その他議会改革に関する事項

第2 委員会等開催の経過

令和元年12月19日以後14回にわたり委員会を開催し、付託された5件の調査事件について議論を重ね検討してまいりました。

また、各調査事件について当面の課題や緊急を要するものを中心に必要な情報を収集し、議論を深め、その調査結果を提言として報告することにいたしました。

委員会開催状況

会議名等	期 日	内 容
第1回委員会	令和元年 12月19日(木)	・委員長、副委員長の互選について
第2回委員会	令和2年 1月29日(水)	・付託事項について ・各付託事項の進め方について
第3回委員会	2月19日(水)	・発言通告及び議員全員協議会について ・議員定数及び報酬と政務活動費について ・代表質問について ・その他議会改革に関する事項について ・結論を出す時期について
第4回委員会	7月22日(水)	・議運委員の幹事資格喪失時の委員辞任及び 幹事割振りの計算方法について ・議員定数及び報酬と政務活動費について ・議員定数の基準を設けることについて ・政務活動費マニュアルの見直しについて ・代表質問について ・発言通告書提出後の執行部との打合わせに ついて ・先例及び申し合わせ事項の見直しについて ・常任委員会の任期等について ・議題の整理と議論の優先順位について

第5回委員会	8月11日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・議員定数について ・発言通告書提出後の執行部との打合わせについて ・常任委員会の任期を2年にすることについて ・議会運営委員が幹事資格を喪失したときは、委員を辞任し、辞任届を提出することについて ・幹事の割振りの計算方法について ・代表質問のメリット・デメリットについて ・今後の進め方について
中間報告1	8月19日(水)	<p>その他議会改革に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発言通告書提出後の執行部との打合わせの試行について
第6回委員会	9月16日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会の任期を2年にすることについて ・代表質問について ・幹事の割振りの計算方法について ・議会運営委員が各会派幹事会の幹事の資格を喪失したときは、議会運営委員の辞任届を議長に提出し、議長の許可を受けることについて ・発言通告書提出後の執行部との打合わせのアンケート集計結果について ・今後の進め方について
第7回委員会	11月12日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・発言通告書提出後の執行部との打合わせについて ・常任委員会の開催時間について ・代表質問について ・今後の進め方について
中間報告2	11月18日(水)	<p>その他議会改革に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会運営委員が各会派幹事会の幹事の資格を喪失したときは、議会運営委員の辞任届を議長に提出し、議長の許可を受けることについて ・幹事の割振り方法について ・発言通告書提出後の執行部との打合わせについて ・常任委員会の開催時間について
第8回委員会	令和3年 3月25日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会スケジュール案について ・常任委員会の見直しについて ・先例及び申し合わせ事項の見直しと整理について ・全協の活性化について ・本会議の動画配信と市行政推進調査特別委員会について ・正副議長報酬と議員報酬について

第9回委員会	4月27日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常任委員会の見直しについて ・ 先例及び申し合わせ事項の見直しと整理について ・ 全協の活性化について ・ 本会議の動画配信と市行政推進調査特別委員会について ・ 政務活動費マニュアルの見直しについて
中間報告3	5月14日(金)	<p>その他議会改革に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予算委員会の進め方について
第10回委員会	5月25日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常任委員会の見直しについて ・ 先例及び申し合わせ事項の見直しと整理について ・ 全協の活性化について ・ 政務活動費マニュアルの見直しについて
第11回委員会	6月4日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常任委員会の見直しについて ・ 先例及び申し合わせ事項の見直しと整理について ・ 全協の活性化について ・ 政務活動費マニュアルの見直しについて
中間報告4	6月9日(水)	<p>その他議会改革に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常任委員会の3委員会化について ・ 常任委員会の所管の見直しについて
第12回委員会	7月16日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会の議論状況について ・ 先例及び申し合わせ事項の見直しと整理について ・ 政務活動費マニュアルの見直しについて ・ 常任委員会の動画配信について ・ 質問者の制限について ・ 図書室の整備について ・ 議会基本条例に即した見直しについて
第13回委員会	8月18日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先例及び申し合わせ事項について(最終確認) ・ 政務活動費マニュアルの見直しについて ・ 調査報告書(案)について
中間報告5	8月25日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先例及び申し合わせ事項の見直しと整理について
第14回委員会	9月27日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査報告書(案)について

第3 常任委員会の動画配信について

1 検討内容

現在、議会関係の動画配信は本会議のみであり、常任委員会の動画配信はありません。市民が常任委員会の動画を見られるようになれば、常任委員会でどのような議論がなされ、議論の結果を本会議で委員長が報告し、採決されるという一連の経過を見ることができ、議論の「見える化」が推進されます。新庁舎建設のタイミングであることから、常任委員会室にカメラを設置し常任委員会の動画を配信することについて検討しました。

2 検討結果

開かれた議会を推進するため、全会一致で常任委員会室にカメラを設置することを執行部に要望し、常任委員会室にカメラが設置される等の条件が整った段階での動画配信を行うこととしました。

第4 議員定数及び報酬と政務活動費について

1 検討内容

議員定数は24人ですが、現在の議員数は23人です。人口減少時代にあって、議員定数は何人が適正であるのか、また、現在の議員報酬と政務活動費の額が適正であるのか検討しました。

2 検討結果

議員定数については、協議の過程において、「人口5,000人に対し、議員1人として、20人」とする意見、「現実に妥協できる人数として22人」とする意見、「定数減は議会の弱体化を招く、地方分権の時代、住民自治の充実は重要で、議員の役割と権限が大きくなっているので現状維持」とする意見、「当面は現状維持とし市の人口が9万人を割った時に改めて検討すべき」とする意見、「少なくすればよいということではない。ルール付けが必要である。」とする意見、「これ以上減らすと弊害の方が目立つ。むしろ議会の機能を強化するような議会改革を進めるべき」とする意見、「削減するべきではない。」とする意見、「議員が緊張感を持つため定数を減らすべき」とする意見、「議員定数を減らすと議会のチェック機能が低下する」とする意見、「議員定数を減らすより人口をこれ以上減らさないようにすべきである。」とする意見、「まずは現状維持として、若者や女性が議員になりやすい環境を整えるべきである。」とする意見等が出ました。委員の意見の中では、議員定数は24人とするという意見が多数であったことから、議員定数は24人となりました。

議員報酬と政務活動費については、「子育て世代、若い世代の議員を促すために議員報酬を増額してほしい。」とする意見、「政務活動費を廃止して、議員報酬と合わせて検討する。」とする意見、「現状維持」とする意見、「政務活動費は必要であ

る。」とする意見、「報酬は議員定数に関係なく、議員の仕事に見合う額なのかを考えて議論するべき」とする意見、「コロナ禍が収束してから議論するべき」とする意見等が出ましたが、さらに議論を深めていく必要があることから、現時点では、現状維持としました。

第5 鹿沼市議会先例及び申し合わせ事項の見直しと整理について

1 検討内容

先例及び申し合わせ事項については、過去の申し合わせ等で実態に合っていないもの、内容が重複しているもの、改正が必要なものがあることから、見直しと整理を行い、追加するもの、廃止するものについても検討しました。

2 検討結果

先例及び申し合わせ事項については、委員会内に検討班を設け分担して見直しと整理を行い、その結果を委員会で議論し、全議員の意見を聞いてまとめました。これまでは、先例と申し合わせが混在し、わかりにくくなっていましたので、先例と申し合わせを分け、わかりやすく表記しました。

また、これまで文書化されていない慣例についても、把握できるものについては文書化し、全議員に配布することとしました。

鹿沼市議会先例及び申し合わせ事項の見直しと整理については、令和3年8月25日に議長へ中間報告を行いました。

第6 代表質問について

1 検討内容

代表質問では、市政について大局的な見地から質問を行い、会派の意見や提言を執行部に伝え、それに対する執行部の考えを聞くことができます。また市民は会派の意見を聞くことができるため、多くの議会で導入されています。鹿沼市議会において代表質問を導入することについて、県内各市や関東地方の人口及び産業構造が類似している市の事例を参考にしながら、検討しました。

2 検討結果

先進地の調査結果を踏まえ、代表質問を行う意義、メリット及びデメリット、一般質問との兼ね合いや実施する定例会など鹿沼市議会に適した実施方法等について議論を重ねた結果、実施する効果が十分見出せなかったことから、導入しないこととしました。

第7 その他議会改革に関する事項

その他議会改革に関する事項として、「発言通告書提出後の執行部との打合わせについて」、「全協の活性化について」、「常任委員会の3委員会化について、及び常

任委員会の所管の見直しについて」、「常任委員会の任期を2年にすることについて」、「常任委員会を午前と午後に分けて開催することについて」、「政務活動費マニュアルの見直しについて」、「予算要望について」、「議会運営委員が各会派幹事会の幹事の資格を喪失したときは、議会運営委員の辞任届を議長に提出し、議長の許可を受けることについて」、「幹事の割振りの計算方法について」、「ICT化（タブレットの導入）について」、「正副議長の報酬の増額、委員長報酬の増額について」、「本会議の動画配信と市行政推進調査特別委員会の視察について」、「図書室の整備について」の13事項について、検討しました。

また、「質問者の制限」、「議会基本条例に即した見直し」について意見が出されました。

1 発言通告書提出後の執行部との打合わせについて

(1) 検討内容及び検討結果

発言通告書提出後の執行部との打合わせについては、議員が質の高い議案質疑、市政一般質問を行い、執行部から質の高い答弁を得られることが期待できるか検証するため、令和2年9月定例会で試行しました。その結果を踏まえ、さらに議論を重ねた結果、実施したいとする意見が多数であったことから、下表のとおり令和2年12月定例会から正式に施行することとし、令和2年11月18日に議長へ中間報告を行いました。

その後、「発言通告書提出後の執行部との打合わせ」については、幹事会の決定により、名称が「質疑・質問内容と論点の整理」に変更になりました。

日 程	・ 発言通告締め切りの翌日
時間及び順番	・ 議員1人あたり1時間以内とし、原則発言通告書提出順に行う。
参加者	・ 議員、執行部（答弁担当課）とし、議会事務局職員も立ち会う。
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発言通告書に記載した質疑、質問の趣旨確認を行う。 ・ 発言通告書に記載した内容に修正等がある場合はその修正等を行う。 ・ 打合わせの結果、必要と思われる資料は、市民に公開しているもの、又は市民に公開できるものに限り、後日資料提供を行う。
その他	・ 提出された発言通告書は、全議員のタブレットに送付する。

2 全協の活性化について

(1) 検討内容及び検討結果

議員全員協議会は、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として設けられていますが、実際には執行部から申し入れを受け開催しているのが実情です。議員全員協議会を活性化させるためには、どのような方法があるのかを検討しました。

議員全員協議会を活性化させる方法として、議員全員協議会の定期開催、及びケーブルテレビの放送について検討しました。

議員全員協議会の定期開催については、市長の定例記者会見に合わせて開催することや、議員の要請を受け議長が開催することなどが議論されましたが、現状でも議長は必要と認めるときは議員全員協議会を開催することができるので、あえて定期開催にする必要はないとの意見が多数であったことから、議員全員協議会の定期開催は実施しないこととしました。

ケーブルテレビの放送については、全会一致で進めていくべきという意見であったことから、環境が整えば実施することとしました。

また、議論の過程で、「議員全員協議会の資料は早めにほしい」という意見が出たことについては、議長から執行部へ申し入れを行うこととなりました。

3 常任委員会の3委員会化、及び所管の見直しについて

(1) 検討内容及び検討結果

常任委員会の3委員会化についての議論の中で、「委員が欠席した場合は少ない人数で審査等を行うことになり、それで議論が深まるのか」という意見が出たことから、議員が重複して常任委員会の委員になることや常任委員会にオブザーバーの出席を認めることについても議論しました。

常任委員会の3委員会化については、委員から賛成とする意見、反対とする意見が出され、議論を尽くした結果、多数決により、3委員会とすることとしました。

次に、議員が重複して常任委員会の委員になることについては、これまでどおりとする意見が多数であったことから、定数に満たない委員会において、定数を満たすために議員が重複して常任委員会に所属する場合を除き、認めないこととしました。

次に、常任委員会へのオブザーバーの出席については、これまでどおりとする意見が多数であったことから、認めないこととしました。

また、このようなことから、委員会の定数を8人としました。

次に、常任委員会の所管の見直しについては、常任委員会を3委員会とすることに決まりましたので、これまでの4委員会の所管を3委員会の所管に見直すこととし、併せて各常任委員会が所管する部局の平準化を図りました。委員会の名称は、総務常任委員会、教育福祉常任委員会、産業建設常任委員会としました。

各委員会の所管は、総務常任委員会は、総合政策部、行政経営部、市民部、会計

課、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び消防本部の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項、教育福祉常任委員会は、保健福祉部、子ども未来部、福祉事務所及び教育委員会の所管に属する事項、産業建設常任委員会は、経済部、環境部、都市建設部、上下水道部及び農業委員会の所管に属する事項としました。

常任委員会の所管の見直しについては、実施後に不具合があった場合は見直しをするべきであるとの意見も出されました。

次に、現在は4つの常任委員会を2日間に渡り午前中と午後でそれぞれ開催し、各委員会の開催時間が重複しないようにしていますが、3委員会の場合、付託される議案等の数が増えるため、1日1委員会の開催とし、審査は原則として、1日目が総務常任委員会、2日目が教育福祉常任委員会、3日目が産業建設常任委員会としました。

常任委員会の3委員会化について、及び常任委員会の所管の見直しについては、令和3年6月9日に議長へ中間報告を行いました。

4 常任委員会の任期を2年にすることについて

(1) 検討内容及び検討結果

常任委員会の任期を2年にすることについては、常任委員会の3委員会化について、及び常任委員会の所管の見直しについてとともに、検討してきました。

県内各市の事例を参考に、任期を2年することのメリット・デメリットについて委員から意見が出され、予算や決算審査や議会のスケジュールに与える影響についても含め議論を尽くしましたが、常任委員会の任期を1年とする意見と2年とする意見が拮抗し、採決においても可決同数であったため、常任委員会の任期については、現状維持として1年としました。

5 常任委員会を午前と午後に分けて開催することについて

(1) 検討内容及び検討結果

現在は、常任委員会第1日目の午前10時から「総務常任委員会と環境経済常任委員会」、常任委員会第2日目の午前10時から「文教民生常任委員会と建設水道常任委員会」を同時開催しています。このため、市民及び議員は同時開催している常任委員会はどちらかしか傍聴することができません。

開かれた議会の推進及び、議員の資質向上並びに、議員が所属していない常任委員会に付託された議案等の審査状況を確認できるよう、常任委員会の同時開催をやめ、午前と午後に分けて開催することについて議論した結果、賛成する委員が多数であったことから、同日に開催する常任委員会を午前と午後に分けて開催することとし、令和2年11月18日に議長へ中間報告を行いました。

なお、令和3年6月4日開催の第11回委員会において、常任委員会の3委員会化後は1日1委員会の開催とすることを決定し、6月9日に議長へ中間報告しまし

たので、常任委員会午前と午後に分けて開催することについては、令和3年9月定例会までの取扱いとなります。

6 政務活動費マニュアルの見直しについて

(1) 検討内容及び検討結果

政務活動費マニュアルの見直しでは、「政務活動費の個人への支給」及び「新聞購読数の見直し」について検討しました。

政務活動費の個人への支給については、現在のマニュアルでは、政務活動費は会派に支給しており、議員個人のホームページ管理料や通信費等に使用することができません。新聞は議員個人の自宅で取ることは認められ、議員個人のホームページの管理料や通信費等は認められないのは時代にそぐわないのではないかとのことから議論しました結果、これまでどおり会派に支給するという意見が多数であったことから、現状維持としました。

次に、新聞購読数の見直しについては、現在のマニュアルでは、新聞は議員個人の自宅で2紙まで取ることが認められていますが、2紙までとする理由や2紙に縛らず政務活動費の範囲内で自由に認めるべきではないかとのことから議論しました結果、これまでどおりとする意見が多数であったことから、現状維持とし、一部売りの新聞は、書籍と同様に取扱うこととしました。

この結果、政務活動費マニュアルはこれまでどおり運用することとしました。

7 予算要望の進め方について

(1) 検討内容及び検討結果

予算要望の進め方については、議会改革特別委員会で議題となっている常任委員会の見直しとも関係することから、これらの議題とともに議論する事になりました。

委員からは、議員全員の予算委員会ではなく常任委員会の正副委員長が委員となるべきとの意見や、常任委員会の改選後は前の常任委員会のメンバーで構成する小委員会を作ってそこで予算要望の回答を受けるという意見、会派で要望を出してもよいという意見、予算要望をするまでは常任委員会が担い予算要望を行った後は議員全員が委員となる予算委員会が担えばよいという意見、常設として4年間恒常的に活動できる議員全員が委員となる予算委員会を作ればよいという意見等が出され、議論を重ねた結果、前回と同じ進め方とするという意見が多数となりました。

ただし、議会からの予算要望をより実効性のあるものとするため、予算要望は毎年行うこと、予算委員会を常設の委員会とすること、予算委員会の委員長は、執行部に予算要望書を提出する際、委員の熱い思いを汲んで、しっかり執行部に伝えること、予算要望の回答を受ける新しい委員は、前の常任委員会の引継ぎ内容をより意識して聞くこととし、令和3年5月14日に議長へ中間報告を行いました。

8 議会運営委員が各会派幹事会の幹事の資格を喪失したときは、議会運営委員の辞任届を議長に提出し、議長の許可を受けることについて

(1) 検討内容及び検討結果

会派の変更などにより、議会運営委員会と幹事会のメンバーが異なる場合があり、その結果、幹事会での流れや決定事項が分からないまま議会運営委員会に議員が出席することがあります。

幹事会は、議長が招集し議会運営がスムーズにいくように幹事に意見を聞く場であり、議会運営委員会では、幹事会での方向性を踏まえ委員会運営を行いますので、幹事会と議会運営委員会のメンバーが同じであれば、協議がスムーズに進みます。

議会運営委員が各会派幹事会の幹事の資格を喪失したときの対応について、検討しました結果、先例及び申し合わせ事項の（議会運営委員会）を改正し、運用することとし、令和2年11月18日に議長へ中間報告を行いました。

9 幹事の割振りの計算方法について

(1) 検討内容及び検討結果

会派の変更があった場合、幹事会において変更後の各会派の所属議員数に応じ、按分して幹事の人数の割振りを行い、幹事の人数を決定しますが、按分の整数以下の端数の取扱いについては、幹事会で幹事からいろいろな意見が出されたことから、疑義が生じないように、幹事の割振りの計算方法について検討しました。

従来の割振りの方法とドント方式による割振り方法を比較検討しました結果、幹事の割振りはドント方式で行い、最後の割振りにおいて、割振るべき幹事数に対し、対象となる会派が多い場合は、抽選（くじ）で決定することとし、令和2年11月18日に議長へ中間報告を行いました。

10 ICT化（タブレットの導入）について

(1) 検討内容及び検討結果

ICT化（タブレットの導入）については、前回の議会改革特別委員会で導入について報告をしましたが、導入が進んでいないところから、改めて導入に向けて議論することになりました。

その後、災害発生時の議員間及び事務局との連絡手段としてタブレット端末の導入が決定しましたので、更なるタブレット端末の利活用について議論することになりましたが、「議会システム」導入等のタブレット端末の利活用については、タブレット端末利活用検討委員会の中で議論することになりました。

11 正副議長報酬の増額、委員長の報酬の増額について

(1) 検討内容及び検討結果

正副議長報酬の増額、委員長の報酬の増額については、「第4 議員定数及び報酬と政務活動費について」の結論と同様に現状維持としました。

12 本会議の動画配信と市行政推進調査特別委員会の視察について

(1) 検討内容及び検討結果

議会運営費の委託料の本会議動画配信の予算措置については、執行部から視察経費削減と合わせて議論していただきたいとの提案がありましたので検討しました結果、行政推進調査特別委員会の視察を含めた予算の使途は、委員会の中で議論すべきであること、本会議の動画配信と市行政推進調査特別委員会の視察は別案件であること、行政推進調査特別委員会の予算を減額して本会議の動画配信に予算を配分することではないことから、引き続き動画配信の予算要望を行うこととしました。

13 図書室の整備について

(1) 検討内容及び検討結果

図書室の整備については、新議会棟に図書室が整備される予定ですので、新しい図書室の整備状況を見て、幹事会の中で検討することとしました。

議員各位におかれましては、本調査報告書の趣旨をご理解いただき、円滑な議会運営にご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、執行部におかれましても、本調査報告書の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げ、議会改革特別委員会の調査報告書といたします。